

議長諮問 検討項目一覧

※提案会派：提案時（令和5年9月）の会派等の名称を記載

大分類	検討項目	提案内容	提案会派	
試行・実施されている運用方法の整理	電子機器の使用	・予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。 ・本会議について、電子機器の使用を試行実施する。	自民 公明	
		・本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。	立憲	
		・本会議における電子機器の使用を可能にする。	維新	
	予算・決算特別委員会の発言持時間	・R4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。 ・非交渉会派・無所属議員の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。（令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。）	自民 太田 井上	
		本会議における市会説明員の出席のあり方	・平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。	自民
	中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法	・常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。	公明	
省エネルギー対策への市会の対応	・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。	立憲		
地方自治法改正への対応	市会DXの推進（議会における手続きのオンライン化）	・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出）	自民 立憲	
第3章 （議会運営）	会期・通年議会	・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。	太田 井上	
	議案発送の前倒し	・議案の発送日を早める。	共産	
	本会議における発言時間・方式等	本会議日数	・一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。	立憲
			・一般質問の日数を増やす。	維新
			・一般質問を個人質問とし、3日以上とする。	共産
			・議案関連質疑を3日間とする。	共産
			・本会議の日数を増やす。 ・議員一人当たりの質問時間を拡大する。	太田 井上
	発言持時間（会派基礎時間）	・予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間（20分程度）＋所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。	共産 太田 井上	
		質疑・質問方式	・一問一答方式を選択できるようにする。	立憲 共産
	・一般質問に一問一答方式を導入する。 ・一問一答方式を導入する。（選択制も検討）		維新 民主	
・質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。	太田 井上			
再質問における自席発言	・再質問は自席でマイク等を用いて発言する。	民主		
議場内のスクリーン・モニターの活用	・本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。（残時間の表示等） ・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。（議員席側もモニターに映す等）	民主		

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第3章 (議会運営)	常任・特別委員会	・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。	太田井上
		・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。	民主
		・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。	太田井上
		・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。	太田井上
	議会のオンライン開催・出席	・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由による場合は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能とする。	立憲
		・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。	維新
		・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。	民主
	議員間討議	・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。	立憲
		・特別委員会における委員間討議を活発化する。	民主
	少数会派の委員会における発言機会	・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。	共産
	請願者・陳情者の意見陳述	・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。	共産 太田井上
	陳情の取扱い	・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。	共産
	陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。	太田井上
市会運営委員会理事会の議事録作成	・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。	太田井上	
交渉会派制度のあり方	・交渉会派制度のあり方を見直す。	太田井上	
議場への飲料の持ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。	立憲	
第4章 (市民と議会)	傍聴環境	・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。	太田井上
	週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催する。	太田井上
	市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。	太田井上
	市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。	太田井上
	委員会資料のネット中継開始前の公開	・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。	太田井上

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第4章 (市民と議会)	YouTubeでの市会中継・録画配信	・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。	太田井上
	録画中継における字幕放映	・録画放映について、字幕を採用する。	維新
	市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。	自民
	議会活動の広報	・アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。	民主
	市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。	太田井上
	請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。	太田井上
第7章 (議会の体制整備)	ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。	民主
	区づくり推進横浜市議員会議	・区づくり推進横浜市議員会議（以下「区づくり」という。）を傍聴やウェブサイトを通じて公開する。	民主
		・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。	太田井上
	市会と大学等の連携強化	・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。	自民
	学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査	・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。	立憲
	海外視察・行政視察	・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。	共産
・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。		共産	
・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。		太田井上	
第8章 (政治倫理等)	議員き章（略章）	・略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等（希望者のみ）を作成する。	自民
	議員定数の削減	・議員定数86人をさらに削減する。	維新
	費用弁償	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。	公明
		・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。	維新
		・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。	共産
	議員報酬の削減	・議員歳費の2割削減を進める。	維新
議員報酬と政務活動費の削減に向けた検討	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。	共産	
政務活動費のあり方	①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場（コインパーキング等）利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書（写し）、調査委託など各種契約書（写し）、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。	共産	

議員き章

1 提案内容 [提案会派]

- 略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。
- 略章について、マグネット型等（希望者のみ）を作成する。

[自民]

2 現行・前提条件

- 横浜市会議員き章規則第1条において、議員は、在職中「議員き章」をはい用すること並びにき章の種類は本章及び略章とすることが規定されている。
- 同規則第2条において、き章は市において調製し、議員に交付することが規定されており、議員改選の都度、本章及び略章を全議員に交付する運用としている。
- 略章は金色金属製であり、留め具は、針を衣服に通して固定するタイタック式を採用している。

3 運用・対応案

- 議員き章の略章は、議員改選の都度、初当選議員に交付するとともに、2期以上の議員のうち希望する者に交付することとする。
- マグネット式については、現行のものよりも外れやすく、紛失の懸念があることから、現時点での導入は見送ることとする。

※ 上記の運用・対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

議員定数

1 提案内容 [提案会派]

- 議員定数86人をさらに削減する。[維新]

2 現行・前提条件

- 議員定数は、地方自治法第91条第1項に基づき、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例で定められており、平成23年より現行の86人となっている。
- 各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第15条第8項に基づき、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例で定められており、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口を基に、団長会議において協議されている。

費用弁償

1 提案内容 [提案会派]

- 議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。[公明]
- 行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。[維新]
- 費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。[共産]

2 現行・前提条件

- 地方自治法第 203 条第 2 項において、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定されており、同条第 4 項では、その額及び支給方法を条例で定めなければならないことが規定されている。
- 当該規定に基づき、横浜市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条で費用弁償について定めており、議員が招集に応じて本会議や委員会等に出席した際の費用弁償については、1 日につき、次のとおり議員の居住地の区分に応じた額が支給されている。
 - ・ 1,000 円：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区
 - ・ 2,000 円：鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、栄区
 - ・ 3,000 円：緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区

議員報酬

1 提案内容 [提案会派]

- 議員歳費の2割削減を進める。[維新]
- 議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。[共産]

2 現行・前提条件

- 議員報酬については、地方自治法第203条第1項において、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定されており、同条第4項では、その額及び支給方法を条例で定めなければならないことが規定されている。
- 当該規定に基づき、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条で議員報酬の額が定められており、その金額は、第三者機関である横浜市特別職職員議員報酬等審議会の意見を踏まえたものとなっている。

政務活動費

1 提案内容〔提案会派〕

- 議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。〔共産〕 <再掲>
- ①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。
 - ②食糧費を原則廃止する。
 - ③タクシー利用と駐車場（コインパーキング等）利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。
 - ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。
 - ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。
 - ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書（写し）、調査委託など各種契約書（写し）、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。

〔共産〕

2 現行・前提条件

■ 政務活動費の交付

- 政務活動費については、地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定されており、あわせて、その額や充てることができる経費の範囲等を条例で定めなければならないことが規定されている。
- 当該規定に基づき、横浜市会政務活動費の交付に関する条例に、政務活動費の交付に関し必要な事項が定められている。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方等については、「政務活動費の手引き」において、原則・指針を示している。

■ 関係書類の公開

- 市会ホームページにおいて、政務活動費の収支報告書を公開している。
また、市会図書室において、政務活動費の収支報告書・領収書等の写しの閲覧が可能であり、市民情報センターで複写することも可能となっている。

■ 食糧費

- 食糧費については、研究会・研修会、会議に附属（連続）するもの、調査等に必要なもので、合理的な理由がある場合など、社会通念上認められる範囲において、政務活動費を充てることができる。

■ 交通費

- 交通費の支出においては、視察（近隣地を除く遠方での政務全般）の場合、その目的や内容を提出書類に記載するなどして、内容を明らかにすることとしている。
- タクシーの利用については、合理的な理由が必要であり、利用区間、利用目的を記録し保存することとしている。
- 新幹線や飛行機の座席の種類について、政務活動費の取扱い上の定めは特にない。

■ 事務所費

- 事務所費については、自己所有の建物を事務所として使用する場合は、賃料相当額としての政務活動費の充当はできないこととしている。

■ 提出書類等

- 政務活動費の支出に係る契約書や成果物等については、議長に提出しなければならない書類には当たらず、会派の代表者又は議員が、別途保管することとしている。

省エネルギー対策への市会の対応

1 提案内容 [提案会派]

- 5月1日～10月31日となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。[立憲]

2 現行・前提条件

【市会運営委員会決定（平成28年5月16日）】

- 1 対象
本会議場・委員会室、市内視察
- 2 室温
基準を28℃とする（本会議場・委員会室）
- 3 期間
5月1日から10月31日まで
- 4 服装
横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。
職員については、執行機関の取扱いと同様。
- 5 き章
はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。

※平成29年度以降も状況に変化がなければ平成28年度と同様の期間で実施

【横浜市会会議規則】

第103条 議場に入る者は、すべて見苦しくない服装でなければならない。

【横浜市会議員き章規則】

第1条 市会議員は、在職中横浜市会議員き章をはい用するものとする。

議長諮問事項に関する協議結果

■ 第 8 章 政治倫理等

項 目	協議結果(令和 7 年 2 月 6 日運営理事会)
(1) 議員き章	(全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること。
(2) 議員定数	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・議員定数 86 人をさらに削減すること。
(3) 費用弁償	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とすること。 ・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討すること。
(4) 議員報酬	(多数意見) ・現行どおりとすること。 (少数意見) ・議員報酬の 2 割削減を進めること。 ・適正な議員報酬及び政務活動費としていくための検討の場をつくること。

項 目	協議結果(令和7年2月6日運営理事会)
(5) 政務活動費	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な議員報酬及び政務活動費としていくための検討の場をつくること。 ・ 収支報告書だけでなく、政務活動費に係る 領収書も市会ホームページで公開すること。 ・ 政務活動費を充てることのできる経費の取扱いや議長への提出物の見直し等により、政務活動費の適正使用を進めること。

■ 試行・実施されている運用方法の整理（継続協議）

項 目	協議結果(令和7年2月6日運営理事会)
(6) 省エネルギー対策への市会の対応	<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。ただし、当局において見直しの検討等が行われる際には、市会としての対応を改めて協議すること。